

## 第4章

---

# 地域福祉活動計画



## 第4章 地域福祉活動計画

### 1 地域福祉活動計画とは

社会福祉法第109条にある「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」である人吉市社会福祉協議会が策定する計画です。住民が地域でお互いに支え合う仕組みを整えとともに、地域における福祉に関する活動等を積極的に推進するための指針となるものです。

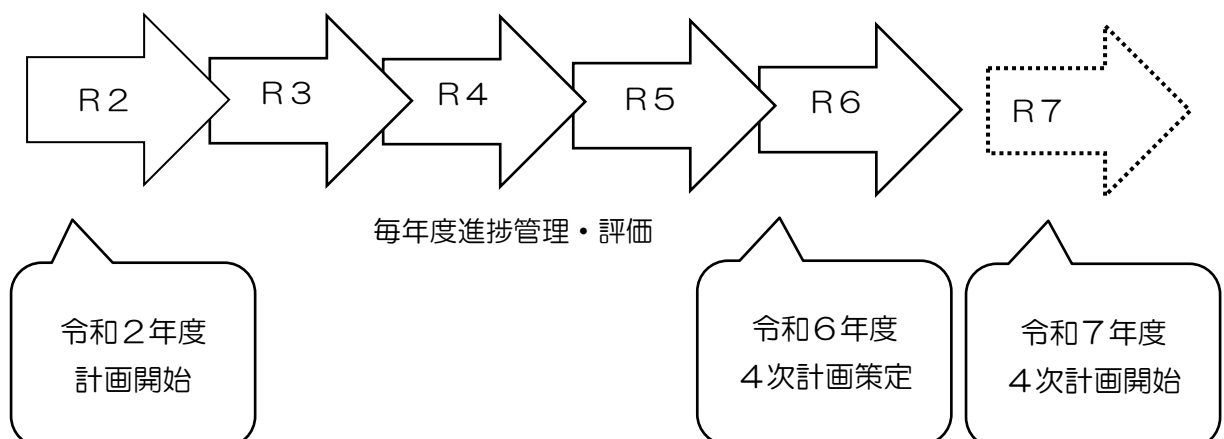
**（社会福祉法第109条 「市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会」）**

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

### 2 計画の期間

計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、地域社会状況の変化や関連の計画との整合性を図るため、必要に応じて見直しを行います。



## 第4章 地域福祉活動計画

### 3 計画策定について

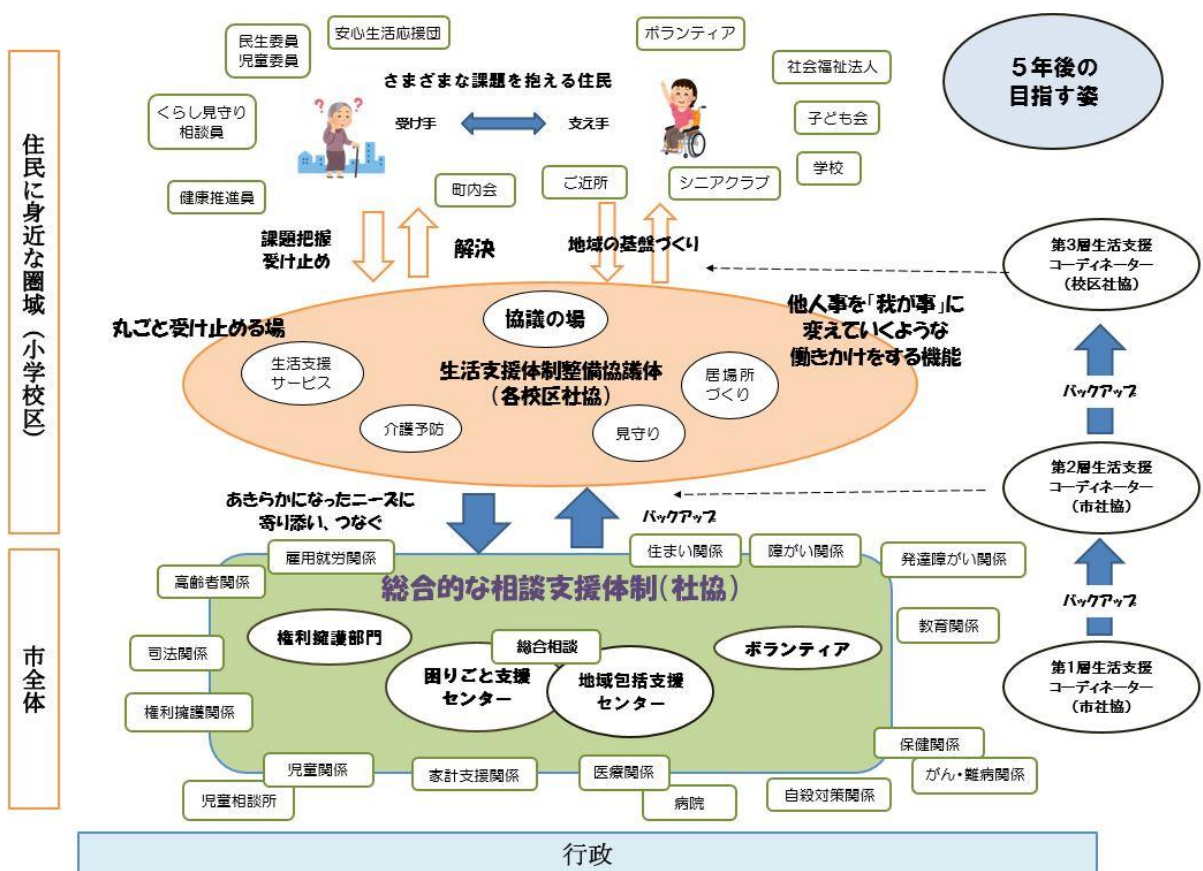
第3次地域福祉活動計画については、市民や専門職を対象に実施したアンケート調査のほか、生活支援体制整備事業で取り組んできた各校区別の地域座談会や要援護者のニーズ調査を基に地域の課題や意見等を把握し計画に反映させました。

また、本計画は、社会福祉協議会の活動計画であるとともに地域住民の行動計画でもあることから、校区社協長及び企画財政部会で構成する「地域福祉活動計画策定検討委員会」において、さまざまな立場からの意見を聴取して策定しました。

### 4 取り組み方針

「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」

第3次地域福祉活動計画では、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。



▲住民が主体的に地域課題を把握して解決を試みる体制

## 第4章 地域福祉活動計画

### 基本目標1 地域福祉の基盤づくり

#### ～ 支え合いの雰囲気盛り上げよう ～

地域福祉を推進していくためには、住民一人ひとりが主体的に役割を担っていくことが重要です。地域住民による支え合いから見えてきた困りごとをきっかけに、必要な支援につなげるためには住民相互の理解や関心を高めることが最も重要と考えます。

社会福祉協議会では、一人ひとりが主体的に生きる力を身につけ（自助力）、支援が必要になっても、住み慣れた地域でつながりをもって安心して暮らせるよう、共助・互助の地域の福祉力を高める基盤づくり（人づくり）を行います。また、地域で活動する関係組織やボランティア等に対して、活発な活動につながるよう環境整備や支援を行います。

### 基本目標2 孤立させないまちづくり

#### ～ 地域ぐるみで支え合おう ～

少子高齢化、人口減少の進行、高齢者のみの世帯や単身高齢者の増加とともに、地域のつながりの希薄化など社会情勢が変化する中で、育児や介護、虐待やひきこもり、貧困等の課題が顕在化しており、福祉を取り巻く環境は新たな局面を迎えています。

社会福祉協議会では、「あらゆる生活課題への対応」と「地域のつながりの再構築」を重点課題として掲げ、地域共生社会の実現を念頭に地域住民と協働した制度横断的な取り組みを展開していきます。

### 基本目標3 安全・安心なまちづくり

#### ～ 命と権利を守ろう ～

近年、消費者被害の増加や、自然災害の頻発など緊急時の対応に不安を感じる住民は少なくありません。また、認知症高齢者や障がい者の増加に伴って、権利擁護支援を必要とする人も増加傾向にあります。

社会福祉協議会では、自助力を高めるための情報提供を行うとともに、平常時からの見守り活動である小地域ネットワーク活動を通じて、緊急時の対応を検討していきます。また、認知症や障がい等により判断能力がない方や低下した方を関係機関と連携してさまざまな支援につなぐとともに、高齢者等の虐待や生活困窮者等にも専門的な立場から積極的な対応や支援を行っていきます。

## 第4章 地域福祉活動計画

### 5 取り組み内容と事業・活動

#### 基本目標1 地域福祉の基盤づくり

##### 取り組み① 支え合いの機運づくり

| 取り組み内容                                                                                                     | 事業・活動                                                                              |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------|
| ●ホームページやSNS、社協だよりなどを通して福祉に関する情報発信・啓発に取り組むことで、地域の現状や必要な福祉について関心を高めます。                                       | ●社協だよりの発行<br>ホームページ・SNSの活用<br>(※1)                                                 |
| ●学校に対する福祉教育出前講座や、ボランティア体験行事を実施し、子どもの頃から福祉について学ぶ機会とします。また、ボランティア協力校連絡会を開くなど、ボランティア担当教諭と連携を密にし、福祉教育の推進を図ります。 | ●ボランティア体験事業【ボランティアスクール・中高生のための災害ボランティア講座・福祉の職場体験】(※2・3)<br>●福祉教育出前講座<br>●ボランティア協力校 |
| ●校区社協だよりを通して、校区社協が行っている活動を広く地域に周知します。また、校区社協の取り組みに関心をもち、参加したいと思えるような紙面づくりを支援します。                           | ●校区社協だよりの発行支援                                                                      |

※1：SNS…SNSはSocial Networking Service(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)の略で、インターネットを介して人間関係を構築できるスマホ・パソコン用のWebサービスの総称です。

※2：ボランティアスクール…高齢者や子どもたちとのふれあいを通して福祉の心を育むことを目的に、夏休みに児童が市内の福祉施設等でボランティア体験を行います。

※3：中高生のための災害救援ボランティア講座…災害発生時から、復興・復旧期のボランティア活動についての学びや体験を通して、ボランティア活動への関心を深めます。

#### 基本目標1 地域福祉の基盤づくり

##### 取り組み② 人材育成と活動支援

| 取り組み内容                                                                                                                                        | 事業・活動                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ●次代を担う地域のリーダーを発掘し育てることを目的に、地域福祉やボランティアについて学ぶ機会を設けます。                                                                                          | ●(仮)生涯現役塾の実施<br>(令和3年度～) |
| ●民生委員児童委員の一次相談窓口を社会福祉協議会にし、活動を支援します。<br>民生委員児童委員協議会の各校区例会や全体研修、各専門部会研修を開催し、相談機関、専門機関の説明紹介を行い、適切な対応が出来るようにします。また、社協だよりやPR活動を通じて、地域住民への周知を図ります。 | ●民生委員児童委員活動への支援<br>(※4)  |

## 第4章 地域福祉活動計画

|                                                                                                      |                      |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------|
| ●校区社協活動計画に基づいた校区社協活動が円滑に運営できるよう後方支援します。また、各校区に設置している生活支援体制整備協議体及び第3層生活支援コーディネーターの活動への支援を行います。        | ●校区社協活動への支援（※5）      |
| ●見守りを必要としている方を地域で支えるため、くらし見守り相談員の設置を推進します。また、地域の実情に合わせた配置を進めるとともに、民生委員児童委員との連携を深め、見守り体制が充実するよう支援します。 | ●くらし見守り相談員活動への支援（※6） |
| ●地域活動をけん引していくリーダーである町内会長、民生委員児童委員、くらし見守り相談員が一堂に会した研修の機会として社会福祉のつどいを開催します。                            | ●社会福祉のつどいの開催         |
| ●障がい者団体等の当事者組織や、それを支援する団体に助成金を交付する等、活動を支援します。                                                        | ●各種福祉団体への活動支援        |

※4:民生委員児童委員…厚生労働大臣の委嘱を受け、地域福祉の担い手として、住民からの様々な生活上の困りごとや心配ごとに関する相談に応じ、必要な支援を受けられるよう、専門機関への「つなぎ役」としての役割を担っています。

※5:校区社会福祉協議会…昭和33年に結成された小学校区を単位とした住民の福祉組織で、支え合いの地域づくりに取り組んでいます。

※6:くらし見守り相談員…人吉市社協会長の委嘱を受け、地域での見守りを必要とする高齢者、障がい者世帯に定期的な見守り訪問を行っています。民生委員児童委員と連携し、地域の良き相談相手として活動しています。

### 基本目標1 地域福祉の基盤づくり

#### 取り組み③ 地域交流の促進

| 取り組み内容                                                                       | 事業・活動                    |
|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| ●校区社協を中心に、地域住民や地域で活動するさまざまな団体、関係機関が参画し、地域の情報や課題を話し合い、地域福祉活動を展開できる拠点の整備を進めます。 | ●校区社協活動拠点の整備（生活支援体制整備事業） |
| ●ミニサロンを全町内で開催できるよう運営の支援を行い、交流から生まれる支え合いの関係づくりを進めます。（※7）                      | ●ミニサロン開催の支援              |
| ●地域サロン設置に向けた情報提供や運営支援を行い、気軽に集える場づくりを進めます。（※8）                                | ●地域主体のサロン設置への働きかけと支援     |

## 第4章 地域福祉活動計画

|                                                                                                                |                                      |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| <p>●デイサロンは高齢者の介護予防のみならず、地域の交流の場であることから、より多くの方に参加していただけるよう参加促進を図ります。また、高齢者の経験や特技を生かしたボランティア参加の機会をつくります。(※9)</p> | <p>●デイサロン事業※市委託<br/>(いきいき筋トレ倶楽部)</p> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|

※7:ミニサロン…地域における支え合いや見守り活動の促進、見守り対象者の社会的孤立の解消を目的に、町内単位で開催されています。

※8:地域サロン…地域住民同士の助け合い支え合いの場を広げるために、地域住民が主体となって開催する集いの場です。

※9:デイサロン…おおむね65歳以上の高齢者を対象に、公民館等で介護予防・認知症予防の体操やレクリエーションを行うほか、身近な地域での仲間づくりの場です。

### 基本目標2 孤立させないまちづくり

#### 取り組み④ 福祉に関する情報発信

| 取り組み内容                                                                        | 事業・活動                              |
|-------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------|
| <p>●地域福祉活動の取り組みや団体組織、福祉に関する情報を社協だよりやホームページ、SNSを利用して発信することで、必要な情報を得やすくします。</p> | <p>●社協だよりの発行<br/>ホームページ・SNSの活用</p> |

### 基本目標2 孤立させないまちづくり

#### 取り組み⑤ 総合的な相談支援体制の充実

| 取り組み内容                                                                                                   | 事業・活動                                              |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|
| <p>●総合相談窓口として、ひとよし生活困りごと支援センターで相談を受け付け、地域包括支援センター等、必要な機関につないだり、必要に応じてアウトリーチを行う等、伴走型の支援を行います。(※10・11)</p> | <p>●総合相談の受付</p>                                    |
| <p>●健康、介護、日常生活、虐待等の高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センターが対応します。</p>                                                    | <p>●高齢者に関する総合相談窓口<br/>※地域包括支援センター<br/>(令和2年度～)</p> |
| <p>●相談を受け、必要に応じて福祉資金を紹介し、貸付を行います。</p>                                                                    | <p>●福祉資金の貸付</p>                                    |

※10:ひとよし生活困りごと支援センター…仕事や借金、家族関係などさまざまな理由で経済的に困っている方の相談を聞き、各種関連機関と連携しながら、ともに考え、それぞれの状況に応じた支援を行います。

※11:アウトリーチ…困難を抱えながらも相談に行けない方、支援の必要があるにもかかわらず支援に結びついていない方を見つけたし、積極的に出向いて支援すること。

## 第4章 地域福祉活動計画

### 基本目標2 孤立させないまちづくり

#### 取り組み⑥ 地域の支え合い・助け合い体制の充実

| 取り組み内容                                                                                                   | 事業・活動                         |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------|
| ●座談会やアンケート調査で地域のニーズや社会資源を把握し、ニーズに応じた支え合い・助け合い活動につなげていきます。また、地域ケア会議や関係団体の会議で出た課題を地域で共有し、解決に向けた取り組みを支援します。 | ●生活支援体制整備事業<br>※市委託           |
| ●各町内で見守りを必要とする方をもれなく把握できる小地域ネットワークを形成するため、校区社協と連携しながら活動の支援をします。                                          | ●小地域ネットワーク活動の支援<br>(※12)      |
| ●民間事業所と連携した見守り体制の構築を進め、生活支援サービスへの参画を促します。                                                                | ●安心生活応援団(※13)                 |
| ●社会福祉法人・福祉事業所と情報交換を行い、地域の福祉資源として役割を発揮してもらえるよう働きかけます。また、介護支援専門員などの専門職と地域の福祉関係者の連携を進めます。                   | ●社会福祉法人・福祉事業所との連携             |
| ●地域等において認知症サポーター及びキャラバン・メイトを養成していきます。また、キャラバン・メイトの積極的な活用を行います。(※14・15)                                   | ●認知症サポーター養成等                  |
| ●地域における子育て支援を目的として、依頼会員・協力会員の相互援助活動を行います。                                                                | ●ファミリーサポートセンター事業<br>※市委託(※16) |

※12:小地域ネットワーク活動…一人暮らしの高齢者等、生活に不安を持っている方が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、小地域(各町内)をベースにした見守りのネットワーク活動を進めています。

※13:安心生活応援団…市内の民間事業所の協力を得て、住民への声かけ、見守りを行い、異変の早期発見・早期対応をしています。

※14:認知症サポーター…認知症に対する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助けをします。

※15:キャラバン・メイト…認知症サポーター養成講座の講師役

※16:ファミリーサポートセンター…「一時的に子どもを預けたい」「保育園の送迎をお願いしたい」など、支援が必要な子育て世帯(依頼会員)に対して協力会員がサポートする相互援助活動です。

## 第4章 地域福祉活動計画

### 基本目標2 孤立させないまちづくり

#### 取り組み⑦ 自立・社会参加支援の推進

| 取り組み内容                                                                                                                         | 事業・活動                               |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------|
| ●支援が必要な方に対して関係機関につなぐ他、積極的なアウトリーチを行う等、伴走型の支援を行います。また、ひきこもりの方の支援については、関係機関と連携しボランティアなど活動できる場につなぐ等、社会とつながるきっかけづくりを行います。           | ●生活困窮者自立相談支援事業<br>※市委託<br>※78 ページ参照 |
| ●ひきこもりの若者の社会復帰の一步となるように、居場所（カフェ）をつくります。                                                                                        | ●ひきこもりの方の居場所づくり<br>（令和2年度～）         |
| ●買い物に困難を抱えている方に宅配を行うほか、見守りや生活の中でのちょっとした困りごとをお手伝いし、必要に応じて関係機関につなぐ等、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。また、小地域ネットワーク活動や住民主体の生活支援サービスにつなげます。 | ●買い物支援事業                            |
| ●視覚障がい者の社会参加のために訪問介護員がガイドします。                                                                                                  | ●移動支援事業<br>※市委託                     |
| ●介護者家族会等を定期的を開催し、困りごとの把握と専門職による助言を行います。                                                                                        | ●介護者家族会等の定期開催<br>（令和2年度～）           |
| ●命のバトンの情報を、民生委員児童委員を通じて更新し、名簿を作成します。最新の情報は消防署と共有し、緊急時の備えとします。（※17）                                                             | ●命のボタン事業                            |
| ●高齢者の緊急時の備えとして、SOS キーホルダーの配布・登録をします。また、普及のための啓発を行います。（※18）                                                                     | ●SOS キーホルダーの普及・啓発<br>（令和2年度～）       |
| ●低所得の方や一時的に必要な方に車椅子等、福祉機器の貸出を行い、住み慣れた地域で自立した生活が継続できるよう支援します。                                                                   | ●介護用ベッド・車椅子等の貸出                     |

※17: 命のボタン…救急隊や緊急時に駆け付けた方の救急活動に役立つよう、緊急連絡先・かかりつけ医・持病・服薬内容等を記入した紙を、プラスチック製の筒（ボタン）に入れ、冷蔵庫に保管しておくものです。

※18: SOS キーホルダー…外出先で突然倒れて緊急搬送されたが身元が確認できない、認知症の方が徘徊などで警察に保護されたが家族と連絡が取れないなど、高齢者の“もしも”の時に、SOS キーホルダーに書かれた緊急連絡先（地域包括支援センター）につなげることで、本人の氏名や家族の連絡先などが迅速に確認できるキーホルダーです。



## 第4章 地域福祉活動計画

### 基本目標3 安全・安心なまちづくり

#### 取り組み⑧ 権利を守る制度の推進と虐待防止

| 取り組み内容                                                                        | 事業・活動                   |
|-------------------------------------------------------------------------------|-------------------------|
| ●認知症や障がい等で契約等ができない方の後見人等を受任し、暮らしと財産を守ります。                                     | ●法人後見事業                 |
| ●成年後見制度に関する知識と援助技術の習得を目的に、市民後見人養成講座を開講し、養成後も市民後見人が安定的な業務が行えるような支援体制の構築にも努めます。 | ●市民後見人養成講座<br>(基礎編・応用編) |
| ●一般市民を対象に成年後見セミナー(出前講座)の開催を通して、制度の周知や活用の促進を図ります。                              | ●成年後見セミナー(出前講座)         |
| ●認知症や障がい等で判断能力が低下した方の福祉サービス利用援助や日常的な金銭管理を行います。                                | ●地域福祉権利擁護事業の実施          |
| ●定期的に暮らし安心法律相談を開催し、問題の解決はもちろん、その中から地域課題の把握にも努めます。                             | ●暮らし安心法律相談              |

### 基本目標3 安全・安心なまちづくり

#### 取り組み⑨ 災害時対策の充実

| 取り組み内容                                                                                     | 事業・活動                          |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------|
| ●災害が発生した場合の行動や防災への意識づけ及び、地域の災害ボランティアリーダーを養成するために、災害救援ボランティアやまぜみや青年会議所(JC)と連携し、養成講座等を開催します。 | ●災害救援ボランティア養成講座・フォローアップ講座      |
| ●災害時のボランティア活動への関心・理解を深めるため、中高生を対象に実施します。                                                   | ●中高生のための災害ボランティア養成講座           |
| ●平常時の小地域ネットワーク活動が、災害時に支援を必要とする人をもれなく把握し援助する方につなげるよう、支援体制の構築を図ります。                          | ●小地域ネットワーク活動                   |
| ●人吉球磨10市町村による相互応援協定による災害ボランティアセンター設置訓練を実施し、平常時から連携を図ります。                                   | ●球磨ブロック社会福祉協議会災害ボランティアセンター設置訓練 |

## 第4章 地域福祉活動計画

### 6 計画推進のための社会福祉協議会の経営基盤・体制の強化

取り組みを推進するため、社協の経営基盤・体制の強化、機能的な役割分担と連携、地域支援のための体制の強化を進めます。

| 事業名                     | 内容                                                                               |
|-------------------------|----------------------------------------------------------------------------------|
| <b>1 経営基盤の強化</b>        |                                                                                  |
| 理事会・評議員会の充実             | 社会福祉協議会組織の執行機関である理事会と議決機関である評議員会の更なる意識向上を図り、積極的な議論や提言がなされるよう、研修会等への参加や情報提供を行います。 |
| 専門部会活動の充実               | 各部会の主体的な活動に対しての支援や研修等を実施します。                                                     |
| 苦情解決第三者委員会の設置           | 中立で公平な苦情解決のための第三者委員会を設置し対応します。                                                   |
| コンプライアンスの徹底             | 法令、社会福祉協議会諸規程等を遵守徹底します。                                                          |
| 財源の確保<br>(1) 補助金・委託料    | 安定した補助金・委託料の確保、適切な予算の執行に努めます。また、事業内容の充実も図り、多様化する地域福祉活動に対し、社協の重要性・必要性を示していきます。    |
| 財源の確保<br>(2) 会費・寄付金     | 住民の皆さんの理解と協力を得て、安定した財源の確保と有効活用を図ります。用途については、経費の節減を図り、効果的な支出に努めます。                |
| 財源の確保<br>(3) 共同募金       | 地域支援活動と共同募金活動が一体となった取り組みを推進します。また、共同募金の理解者・支援者を増やし、財源の確保と拡大に努めます。                |
| <b>2 事務局体制の強化</b>       |                                                                                  |
| 職員の資質の向上                | 内部研修の他、各業務ごとに県社協等が開催する研修会へ積極的に参加を促します。                                           |
| 職員体制の整備                 | 適正な職員配置と業務体制の整備を進めます。                                                            |
| <b>3 団体事務局の受託と円滑な運営</b> |                                                                                  |
| 人吉市共同募金委員会              | 多様な団体・企業・個人の協力を得て、共同募金活動を推進します。                                                  |
| 人吉市民生委員児童委員協議会          | 各々の活動に関する連絡調整・情報提供・研修等を実施します。                                                    |
| 人吉市校区社協連絡協議会            |                                                                                  |
| 人吉市くらし見守り相談員連絡協議会       |                                                                                  |
| 人吉市ボランティア連絡協議会          |                                                                                  |

## 第4章 地域福祉活動計画

---

### 7 計画の進行管理と評価体制

人吉市社会福祉協議会の企画財政部会と校区社会福祉協議会会長で構成する「人吉市地域福祉活動計画検討委員会」にて、進行管理と自己評価を行い、その結果を「理事会及び評議員会」に報告し、取り組みに対する意見および評価を受けます。